

成人の場合（18歳以上）

補装具の交付・修理や日常生活用具の交付に関する徴収基準額表

世帯の階層区分		徴収基準月額	加算基準月額
階層区分	定義		
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	0
C階層	所得税非課税世帯		
	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯）	C 1階層 2,250	450
D階層	所得税課税世帯		
	所得税の金額4,800円以下	D 1階層	690
	4,801～9,600円	D 2 "	760
	9,601～16,800円	D 3 "	850
	16,801～24,000円	D 4 "	940
	24,001～32,400円	D 5 "	1,100
	32,401～42,000円	D 6 "	1,250
	42,001～92,400円	D 7 "	1,620
	92,401～120,000円	D 8 "	1,870
	120,001～156,000円	D 9 "	2,310
	156,001～198,000円	D 10 "	2,750
	198,001～287,500円	D 11 "	3,570
	287,501～397,000円	D 12 "	4,400
	397,001～929,400円	D 13 "	5,230
	929,401～1,500,000円	D 14 "	8,070
	1,500,001～1,650,000円	D 15 "	8,500
	1,650,001～2,260,000円	D 16 "	10,290
	2,260,001～3,000,000円	D 17 "	12,250
	3,000,001～3,960,000円	D 18 "	14,380
3,960,001円以上	D 19 "	全額	左の徴収基準月額の10%。 ただし、その額が17,120円に満たない場合は17,120円

注 同一月内に同一世帯の2人以上の障がい者につき補装具の交付等や日常生活用具の交付を行う場合には、当該各障がい者につき、自己負担額を算出するものとし、その額は、最初の者については「徴収基準月額」の欄に定める額とし、2人目以降の者については、いずれも、「加算基準(月額)」の欄に定める額とする。